

児童手当
に係る学校給食費の徴収等に関する申出書
特例給付

令和 年 月 日

仙北市長 様

住所〒仙北市

(フリガナ)保護者氏名(児童手当受給者)印

連絡先電話番号

(フリガナ)児童・生徒氏名

学校 年 組

私は、児童手当法第21条の第1項第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の額から、下記の費用につき、当該児童手当等の支払い期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申し出の撤回又は申し出内容の変更を行わない限りにおいて、本申し出に基づき、令和 年 月 日以降支払いの児童手当等から下記費用の支払いに当てるものとします。

徴収(支払い)費用		
給食費 (現年度分)	1回目(5月)を 2回目(6月)を 3回目(7月)を 4回目(8月)を 5回目(9月)を 6回目(10月)を 7回目(11月)を 8回目(12月)を 9回目(1月)を	月支給の児童手当で納付します。 (小学校 5,200円 中学校5,700円) ※10回目(2月)は精算により金額が変動するため金額が確定できないことにより児童手当からの特別徴収ができないので納入通知書での支払となります。
給食費 (翌年度以降分)	1回目(5月)を 2回目(6月)を 3回目(7月)を 4回目(8月)を 5回目(9月)を 6回目(10月)を 7回目(11月)を 8回目(12月)を 9回目(1月)を	月支給の児童手当で納付します。 (小学校 5,200円 中学校5,700円) ※10回目(2月)は精算により金額が変動するため金額が確定できないことにより児童手当からの特別徴収ができないので納入通知書での支払となります。
給食費 (滞納繰越分)	※現に滞納が生じていない場合は、今後滞納が生じた場合とします。 各回において支給される児童手当から、全額・一部(円)を上限とし、上欄の給食費を優先納付したうえで、滞納が解消されるまで納付します。	

※ この申出に基づく徴収額は、当該児童手当の支給期日までに受給者あて別途通知し、徴収後は領収書を送付します。